

改正後	改正前
（判定） 第二条 法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）は、脳の器質的な障害（以下この項において「器質的脳障害」という。）により深昏迷（ジャパン・コーマ・スケール（別名三十一九度方式）で三百に該当する状態にあり、かつ、グラスゴー・コーマ・スケールで三に該当する状態にあることをいう。第二号、第四号及び次項第一号において同じ。）及び自発呼吸を消失した状態と認められ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断される。	（判定） 第二条 法第六条第四項に規定する判断に係る同条第二項の判定（以下「判定」という。）は、脳の器質的な障害（以下この項において「器質的脳障害」という。）により深昏迷（ジャパン・コーマ・スケール（別名三十一九度方式）で三百に該当する状態にあり、かつ、グラスゴー・コーマ・スケールで三に該当する状態にあることをいう。第二号、第四号及び次項第一号において同じ。）及び自発呼吸を消失した状態と認められ、かつ、器質的脳障害の原因となる疾患（以下この項及び第五条第一項第四号において「原疾患」という。）が確実に診断される。

○厚生労働省令第九十八号
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第六条第四項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年十月八日
臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令
厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

ていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った場合であっても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二（略）

三 深部体温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満）の状態にある者

四（略）

2 法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあつては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することを用いる。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）、除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することを用いる。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。

一・五（略）

六 眼球損傷、鼓膜損傷、高位脊髄損傷その他これらに類する状態により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあつては、脳血流の消失

3（略）

4 法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たっては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び次の各号のいずれかに該当することを確認するものとする。

一 収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値以上であること。

イ 一歳未満の者 六十五

ていて、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った場合であっても回復の可能性がないと認められる者について行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一・二（略）

三 直腸温が摂氏三十二度未満（六歳未満の者にあつては、摂氏三十五度未満）の状態にある者

四（略）

2 法第六条第四項に規定する判断に係る判定は、次の各号に掲げる状態が確認され、かつ、当該確認の時点から少なくとも六時間（六歳未満の者にあつては、二十四時間）を経過した後に、次の各号に掲げる状態が再び確認されることをもって行うものとする。ただし、自発運動、除脳硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、四肢が伸展又は内旋し、かつ、足が底屈することを用いる。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）、除皮質硬直（頸部付近に刺激を加えたときに、上肢が屈曲し、かつ、下肢が伸展又は内旋することを用いる。次条第五号及び第五条第一項第七号において同じ。）又はけいれんが認められる場合は、判定を行つてはならない。

一・五（略）

六 眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷により第二号又は第三号に掲げる状態の確認ができない場合にあつては、脳血流の消失

3（略）

4 法第六条第四項に規定する判断に係る判定に当たっては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び収縮期血圧（単位 水銀柱ミリメートル）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以上あることを確認するものとする。

一 一歳未満の者 六十五

5 (略)	ロ 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二 を乗じて得た数値に六十五を加えて得 た数値
	ハ 十三歳以上の者 九十
5 (略)	二 平均動脈圧(単位 水銀柱ミリメート ル)が、次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める数値以上であること。
	イ 一歳未満の者 四十
5 (略)	ロ 一歳以上十三歳未満の者 年齢に 一・五を乗じて得た数値に四十を加え て得た数値
	ハ 十三歳以上の者 六十
5 (略)	二 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二を 乗じて得た数値に六十五を加えて得た数 値
	三 十三歳以上の者 九十

附 則
この省令は、公布の日から施行する。